

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年7月12日公布・施行）

【改正の概要】

国家公務員について昭和48年5月17日（退職手当通算制度施行日）前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率が改められたので、県職員の退職手当についてもこれに準じて利率を改定する。

1 改正内容

（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号）の一部改正）

退職手当の額は、最終退職時に勤務期間を通算して算定するが、通産制度施行前に公庫等への派遣に伴う退職手当の支給があった場合は、当該支給された退職手当の額に利息分を加えた額を最終退職時の退職手当から控除。今回は、利息分の利率を改正しようとするもの。

改正後	改正前														
<p>退職手当の額は、在職期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年3月31日以前</td> <td>年5.5%</td> </tr> <tr> <td>平成13年4月1日から平成17年3月31日まで</td> <td>年4.0%</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日から平成18年3月31日まで</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td>年2.3%</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</td> <td>年2.6%</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</td> <td>年3.0%</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以後</td> <td>年3.2%</td> </tr> </table>	平成13年3月31日以前	年5.5%	平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0%	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6%	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3%	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6%	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0%	平成21年4月1日以後	年3.2%	<p>退職手当の額は、在職期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。</p>
平成13年3月31日以前	年5.5%														
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0%														
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6%														
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3%														
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6%														
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0%														
平成21年4月1日以後	年3.2%														

2 改正箇所

附則第14項、附則第17項、附則第33項、附則第34項

施行日	公布日
-----	-----